

令和元年9月12日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理事長 田村 公伸
保険部長 川本 大作

保 険 部 連 絡

(書類送付ご案内)

令和元年度 柔道整復療養費の改定について

拝啓 平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

令和元年9月6日「15回柔道整復療養費検討専門委員会」において、柔道整復療養費の改定及び柔道整復療養費検討専門委員会の議論の整理の各項目の状況についてが主な議論となりました。

標記について厚生労働省保険局から令和元年度における柔道整復療養費の改定率について、本年10月より予定されている消費税率の10%への引上げに伴い、柔道整復施術所における経費の増加が見込まれることから、療養費の算定基準を改定致しました。

1. 改定率 0.44%

2. 改定の内容

柔道整復療養費の前回（平成26年）の消費税改定を踏まえ初検料及び再検料への上乗せを行うとともに、骨折・脱臼に係る療養費等についても今回の改定率に応じた上乗せを行う。

※今回の改定は10月1日以降の施術に係るものから適用されます。

詳細については、本会HPに掲載しておりますが今回同封資料をご熟読の上、各施術所においてご対応頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

また後日、各施術所に送付される厚生労働省通知の熟読をお願い申し上げます。

【同封資料】

健康保険施術料金算定表

柔道整復療養費の費用額・一部負担金早見表（打撲・捻挫・挫傷）

※レセコンの料金改定変更プログラムについては、SSB・ワールド両社ともに9月末の送付と予定となっております。

お手元に変更データが届きましたらご確認の上、変更を行って下さい。